

「管理運営等」に係る自己点検・評価書

基準 8-1：専門職学位課程の目的を達成するために必要な管理運営のための組織及びそれを支える事務組織が整備され、機能していること。

(1) 観点・指標ごとの分析

観点 8-1-①：専門職学位課程の管理運営に関する重要事項を審議する会議（以下「専門職学位課程の管理運営に関する会議」という。）が置かれているか。

（観点・指標に係る状況）

国立大学法人法に基づき、本法人の管理運営組織として役員会、経営協議会及び教育研究評議会を設置（資料8-1-A参照）するとともに、大学に教員の選考及び教育・研究に関する事項を審議する教授会を設置（資料8-1-B参照）している。

また、専攻の教育及び運営に関する事項を審議するため、「教育実践高度化専攻会議」を置いている（資料8-1-C参照）。

資料8-1-A 国立大学法人上越教育大学基本規則 第16条，第17条，第18条

国立大学法人上越教育大学基本規則（抄）

第4章 役員，職員及び役員会

（役員会）

第16条 本法人に、役員会を置く。

2 役員会の組織及び運営等に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 経営協議会

（経営協議会）

第17条 本法人に、本法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営協議会を置く。

2 経営協議会の組織及び運営等に関し必要な事項は、別に定める。

第6章 教育研究評議会

（教育研究評議会）

第18条 本法人に、本学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。

2 教育研究評議会の組織及び運営等に関し必要な事項は、別に定める。

資料8-1-B 上越教育大学学則 第20条

上越教育大学学則（抄）

第5節 教授会

（教授会）

第20条 本学の教員の選考並びに教育又は研究に関する事項を審議するため、教授会を置く。

2 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

資料8-1-C 上越教育大学教育研究組織規則 第10条

上越教育大学教育研究組織規則（抄）

(専攻会議)

第10条 各専攻に、専攻会議を置き、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 当該専攻の教育に関する事項
- (2) 当該専攻の運営に関する事項
- (3) その他専攻長が必要と認めた事項

2 専攻会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 専攻長
- (2) コース長
- (3) その他専攻長が指名した者若干人

3 専攻会議は、専攻長が招集し、その議長となる。

4 議決を要する事項については、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(観点の達成状況についての自己評価：A)

本法人の管理運営組織として、役員会、経営協議会及び教育研究評議会を設置するとともに、大学に教員の選考及び教育・研究に関する事項を審議する教授会を設置している。

また、専門職学位課程（以下「教職大学院」という。）の教育及び運営に関する事項を審議するため「教育実践高度化専攻会議」を設置している。

以上のことから、観点8-1-①を十分に達成していると判断する。

観点8-1-②：専門職学位課程の管理運営に関する会議の諸規定が整備されているか。また、諸規定に従って適切に運営され、機能しているか。

(観点・指標に係る状況)

役員会、経営協議会、教育研究評議会、教授会ともに規程を整備（以下の別添資料参照）している。

(別添資料8-1-②-1「国立大学法人上越教育大学役員会規則」)

(別添資料8-1-②-2「国立大学法人上越教育大学経営協議会規則」)

(別添資料8-1-②-3「国立大学法人上越教育大学教育研究評議会規則」)

(別添資料8-1-②-4「上越教育大学教授会規則」及び「上越教育大学教授会の組織に関する申合せ」)

役員会（原則月1回開催）、経営協議会（年に4回程度開催）、教育研究評議会（原則月1回開催）、教授会（原則月1回開催）ともに、それぞれの規程に定める審議事項等について審議しており、適切に運営し、機能している。

また、上越教育大学教育研究組織規則第10条（資料8-1-C参照）に基づき設置している「教育実践高度化専攻会議」では、専攻長、コース長を始め専攻の全教員が構成員として参加して、原則毎週水曜日に定例開催し、同専攻における年間計画、学校支援プロジェクト実施方法及び計画、入学者選抜試験、学修成果審査及び修了認定のあり方などについて審議している。

(観点の達成状況についての自己評価：A)

役員会、経営協議会、教育研究評議会及び教授会ともに規程を整備しており、それぞれ同規程に定める

審議事項について審議するなど、適切に運営し、機能している。

また、「教育実践高度化専攻会議」においても、専攻の全教員を構成員として、同専攻における教育及び運営に関する事項の審議を行っている。

以上のことから、観点8-1-②を十分に達成していると判断する。

観点8-1-③：専門職学位課程の管理運営に関する事項を取り扱う事務体制及び職員配置は、専門職学位課程の設置形態及び規模等に応じて、適切なものであるか。

(観点・指標に係る状況)

教職大学院の管理運営に関する事項を取り扱う事務体制及び職員配置は、(別添資料8-1-③-1「国立大学法人上越教育大学の事務組織と主な担当業務」参照)のとおりであり、3課3室で構成する総務部と4課2室で構成する学務部から構成している。教職大学院のみを担当する事務組織は設置していないが、教務、学生、入試等の基幹事務は教職大学院と連携して運営している。特に、本学教職大学院の特色である「学校支援プロジェクト」については、事務職員2名が連携を密に運営を支えている。

(観点的達成状況についての自己評価：A)

教職大学院の管理運営に関する事項を取り扱う事務体制及び職員配置は、本学教職大学院の設置形態及び規模等に応じており、適切なものである。

以上のことから、観点8-1-③を十分に達成していると判断する。

観点8-1-④：管理運営のための組織及び事務体制が、教職大学院の目的を達成するために、効果的な意思決定を行える組織形態となっているか。

(観点・指標に係る状況)

事務局の各課・室は、本学事務組織規則に基づき、それぞれの事務分掌について定めた「事務局等事務分掌細則」(別添資料8-1-④-1「事務局等事務分掌細則」参照)に基づき運営しており、教職大学院の目的を達成するために、効果的な意思決定が行える体制となっている。

(観点的達成状況についての自己評価：A)

事務組織については、適切な職員配置の下、「事務局等事務分掌細則」に基づき運営しており、教職大学院の目的を達成するために、効果的な意思決定が行える体制となっている。

以上のことから、観点8-1-④を十分に達成していると判断する。

(2) 長所として特記すべき事項

該当なし

基準 8-2：専門職学位課程における教育活動等を適切に遂行できる財政的基礎を有し、配慮がなされているか。

(1) 観点・指標ごとの分析

観点 8-2-①：専門職学位課程における教育活動等を適切に遂行できる財政的配慮（例えば実習巡回経費等の独自の予算措置）が行われているか。

(観点・指標に係る状況)

教員の教育研究活動に関する経費としては、毎年大学全体の教育研究経費の配分方針を策定し、教員数及び指導する大学院学生数等に応じた予算を配分している（別添資料8-2-①-1「平成24年度大学教員に係る教育研究経費の配分方針」参照）。

また、教職大学院独自の予算配分としては、「学校支援プロジェクト科目（学校支援フィールドワーク、学校支援リフレクション及び学校支援プレゼンテーション）」における担当教員の学生指導旅費、実習校に係る経費及び学校支援プロジェクトの成果を地域に還元するためのセミナー実施経費等を教育支援経費、特別プロジェクト経費（教員養成）及び附属施設等経費（学校教育実践研究センター）で措置している（別添資料8-2-①-2「平成24年度支出予算積算内訳（抜粋）」参照）。さらに平成24年度は、学校支援プロジェクト実習校で使用するノートパソコンを更新するために特別予算（別添資料8-2-①-3「学校支援プロジェクトPCに係る平成24年度新規事業等の要求・要望額調」参照）を措置するなど、同課程の教育活動等が適切に遂行できるよう配慮している。

(観点の達成状況についての自己評価：A)

教員の教育研究活動に関する経費として、毎年大学全体の教育研究経費の配分方針を策定し、教員数及び指導する大学院学生数等に応じた予算を配分している。また、教職大学院独自の予算配分として学校支援プロジェクト科目及び学校支援プロジェクトセミナーの実施に関する予算を措置し、さらに平成24年度は、学校支援プロジェクト科目で使用するノートパソコン更新のために特別予算を措置しており、教職大学院への財政的配慮は、教育活動等が適切に遂行できる充実したものとなっている。

以上のことから、観点8-2-①を十分に達成していると判断する。

(2) 長所として特記すべき事項

学校支援プロジェクトの成果を地域に還元するために、学校教育実践研究センターが実施する学校支援プロジェクトセミナーについても十分な予算を措置している。

基準 8-3：専門職学位課程における教育活動等の状況について、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。

(1) 観点・指標ごとの分析

観点 8-3-①：教育・研究、組織・運営、施設・設備等の状況について公表する方策（例えば、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等）が行われているか。

(観点・指標に係る状況)

教職大学院における教育活動等の状況について、広く社会に周知するため、「教職大学院案内」及び「大学院案内」の印刷物を作成・配付している。（別添資料8-3-①-1「平成24年度教職大学院案内」（表紙～目次）参照）、（別添資料8-3-①-2「平成24年度大学院案内」（表紙～目次）参照）。

大学公式ホームページには、教職大学院案内及び大学院案内を掲載する（別添資料8-3-①-3「大学院」（ホームページ掲載内容）参照）とともに、「年次報告書」（別添資料8-3-①-4「年次報告書」（ホームページ掲載内容）参照）、「教員著書紹介」（別添資料8-3-①-5「教員著書紹介（ホームページ掲載内容）」参照）等を公表し、教職大学院における教育活動等の状況を広く社会に周知している。

また、教職大学院の独自のホームページも設けており、教職大学院の特色、カリキュラムの他に、教員のプロフィールや現職教員学生からのメッセージも掲載している（別添資料8-3-①-6「教職大学院ホームページ」（教職大学院ホームページ掲載内容）参照）。

さらに、教職大学院の概要やカリキュラムの特色、学校支援プロジェクトのしくみを紹介するために教職大学院紹介ビデオを作成し、DVDとして配付するとともに、YouTubeにアップし、大学公式ホームページ及び教職大学院ホームページより閲覧できるようにしている（別添資料8-3-①-7「大学院紹介ビデオ（教職大学院）」（ホームページ掲載内容）参照）。

なお、平成23年度は、教職員、教育委員会等の学校関係者、教員志望の学生などを対象とした教職大学院主催の特別講座を新潟市及び十日町市で合計36講座を開講するとともに、富山国際大学及び富山大学と連携し、富山市等において教員研修連続講座を合計24講座を開講し、教育関係者等に対して直接、教職大学院が実施している現代的教育課題に対応した教育実践等について周知を図った。

（観点の達成状況についての自己評価：A）

教職大学院における教育活動等の状況について、広く社会に周知するため、「教職大学院案内」・「大学院案内」の印刷物や教職大学院の紹介DVDを作成・配付し、いずれも本学公式ホームページから閲覧可能としており、教職大学院ホームページでは、教職大学院の概要や教員のプロフィール等の多くの教育研究情報を掲載し広く社会に周知しているといえる。

また、平成23年度は、教職大学院主催の学外特別講座を合計60講座を開講し、教育関係者等に対して直接、教職大学院の教育研究等について周知を図った。

以上のことから、観点8-3-①を十分に達成していると判断する。

（2）長所として特記すべき事項

印刷物やホームページ等を活用し、教職大学院の教育活動等の詳細な情報まで、積極的に広く社会に情報を発信を行っている。

基準8-4：専門職学位課程における教育活動及び管理運営業務等に関する自己点検・評価及び外部評価等の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

（1）観点・指標ごとの分析

観点8-4-①：自己点検・評価や外部評価等の基礎となる情報には、専門職学位課程の目的及び社会的使命を達成するために必要な教育活動及び管理運営業務等に関する内容が、含まれているか。

（観点・指標に係る状況）

上越教育大学学則第2条第3項の規定に基づき、本学が自ら行う点検及び評価等並びにその実施体制等について必要な事項を定めた「自己点検・評価規則」がある。この第4条では、自己点検・評価の基本項目として、11項目を掲げ（資料8-4-A参照）、基本項目に対して14の評価基準及び観点・指標を設定し、それらに基づいて自己点検・評価を行っている。（別添資料8-4-①-1「国立大学法人上越教育大学評価基準」参照）。

さらに、教職大学院に関しては前述の14の評価基準及び観点・指標の他に、同課程に特化し10の評価基準及び観点・指標を設定し、それらに基づいた自己点検・評価を平成24年度及び25年度の2年間で行っている。（別添資料8-4-①-2「上越教育大学大学院学校教育研究科専門職学位課程評価基準」参照）。

資料8-4-A 自己点検・評価規則 第4条

国立大学法人上越教育大学自己点検・評価規則（抄）

（自己点検・評価の基本項目）

第4条 自己点検・評価の基本項目（以下「基本項目」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本学の目的
- (2) 教育研究組織
- (3) 学生の受入
- (4) 教育
- (5) 研究
- (6) 学生支援等
- (7) 国際交流
- (8) 社会連携
- (9) 施設・設備
- (10) 財務
- (11) 管理運営

（観点の達成状況についての自己評価：A）

「自己点検・評価規則」及び「専門職学位課程評価基準」において、教育活動及び管理運営業務等に関する内容を含めた評価基準及び観点・指標を設定し、自己点検・評価を行っている。

以上のことから、観点8-4-①を十分に達成していると判断する。

観点8-4-②：自己点検・評価や外部評価等の際に用いた情報、得られた結果については、それを実施した年から最低5年間、適切な方法で保管されているか。また、その場合、評価機関の求めに応じて、すみやかに提出できる状態で保管されているか。

（観点・指標に係る状況）

本学では、昭和60年度から、各組織及び各教員の活動状況等の自己点検・評価結果や管理運営・教育研究に係る各種資料・データなどを「年次報告書」として毎年度とりまとめている（別添資料8-4-②-1「上越教育大学年次報告書—第26集：平成22年度版—」参照）。また、国立大学法人評価委員会へ提出する毎事業年度の実績報告書の作成に当たり、教育活動を含めた業務全般に関する情報や資料・データについて収集・蓄積を行っている。これらは、ホームページに「各種評価情報」（別添資料8-4-②-2「各種評価情報（ホームページ掲載内容）」参照）として掲載している。

また、学生による授業に関するアンケートを継続的に実施しており、授業内容等の改善に向けて参考となる情報を収集し、「学生による授業評価報告書」としてとりまとめている（別添資料8-4-②-3「平成22年度学生による授業評価報告書 目次」参照）。

さらに、入学者選抜、在学状況、就職状況及びその他の教育研究活動状況の基礎的なデータ等を「上越教育大学基礎資料」としてとりまとめ、毎年度継続的に資料・データの蓄積を行っている（別添資料8-4-②-4「上越教育大学基礎資料（平成24年度）目次」参照）。これらのデータについては、本学ポータルサイト上に保存し、教職員が活用できるようにしている。

（観点の達成状況についての自己評価：A）

継続して行っている自己点検・評価結果や管理運営・教育研究に係る各種資料・データなどを「年次報告書」としてとりまとめ、また、「学生による授業評価報告書」や、その他の基礎的なデータ等を「上越教育大学基礎資料」としてとりまとめるなど、毎年度継続的に資料・データの蓄積を行っており、必要に応じてすみやかに提出できる状態で保管されている。

以上のことから、観点8-4-②を十分に達成していると判断する。

（2）長所として特記すべき事項

特になし。